

――税金の使い道に目を光らせよう！

――市や国の不正や誤りを正すために――

◆防衛施設庁の背任汚職、政治家の不正、金融界や企業の腐敗などなど、本当に目に余ります。私たち国民は、主権者として、しつかりとお灸をえてやりましょう。こんな連中に、まかせておけません。

◆今年四月から、浜松市で情報公開制度が始まり、約八ヶ月。これまでにこの制度を利用して、市行政の問題点を直そうとした人が、僅かに三〇人。しかし、次のように、成果は意外に大きいのです。

◆文化振興部の元部長や、音楽振興課の課長らの、出張旅費ごまかしも、情報公開制度で明るみに出され、遂に引責辞職。・市長が、個人で出すべき、出身大学の同窓会費を、市長交際費から支出していたことも、市民の抗議で市に返還。

・「広告」で埋め尽くされた「防犯新聞」という訳の分からぬ新聞にまで、これまた市長の交際費から何万円も支出されており、これも同様の抗議で、今年から支出中止。◆新聞等でご存じのように、三島大社境内の「伊豆魂神社」の例祭へ、三島市長・市議会議長が公人として出席し、公費（税金）から玉串料を支出していた明白な憲法違反も、一主婦の勇気ある情報公開請求によつて明るみに出たのです。「愛媛玉串料最高裁違憲判決」を実行させるのも、私たち主権者市民の責任ではないでしょ？

◆浜松市が、「軍事都市」になることに反対の人は、黙つていないで「私は反対です」と、はつきり発言しましよう。主権者が黙つていると、浜松基地は拡大強化するばかりです。十五日の「エア・フェスタ浜松98」にも反対しましよう。電話でも、ハガキでも、主権者として堂々と名前を書いて（言つて）要求しましよう。それが民主主義です。

一九九八年十一月八日（日）第三八一回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一～十五

抗議文と要請書

貴氏は、過ぐる日、市当局責任者として、市議会と共に、「愛媛玉串料訴訟の最高裁判決（公費からの玉串料支出は違憲）」を尊重して、「伊豆魂神社」の例大祭に支出していた玉串料の支出を中止する方針を、決定されました。しかし、朝日新聞報道（十月二八日付）によれば、「支出しない」と決めていた玉串料を、「遺族会への祝儀にすぎない」として、支出の再検討の意向を示

し、さらに例大祭への欠席も一転して、「静靈奉贊会支部長の立場で出席する」と表明されたとのことですが、この過ちの大きさをどこまで分かつておられるのでしょうか。

もし貴氏が、「愛媛玉串料訴訟の最高裁違憲判決」の重みをも理解せず、憲法を遵守すべき公務員でありながら、憲法第二〇条（信教の自由）も、同第八九条（公金支出禁止）も無視し、市や市議会の意向に反してまで、例大祭に公金を支出し、自らも出席しようとするならば、法治国家を無視する常軌を逸した傍若無人な市長と言われても仕方はないでしょう。

私たちは、まさか、市や市議会が、これに追随することはないと思いますが、もし、そうなった場合には、三島市は、市長独裁の、無法・無秩序な市政として、天下にその名を轟かせるばかりでなく、最高裁判決以後の、最初の確信犯的違憲行為として、全国的問題となることは必至であると考えます。

一九九八年十月二八日（水）

・浜松市憲法を守る会

・静岡県西部地区平和遺族会

・浜松市政教分離原則と
民主化を推進する会

三島市長
石井茂殿

小林眞
本村春海
溝口正